



預ける、利用する

# 病児・病後児保育

## ●病児・病後児保育とは

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

子どもが感染症などの病気にかかり、保育所に行くことができず、保護者の方が仕事などで休めない時に、子どもに無理をさせることなく、保護者に代わって保育士・看護師などが子どもの状態に合わせた保育・看護を行うことをいいます。



病児・病後児保育は、以下のタイプに分かれます。

### ★ 施設型

#### ①病児保育型

子どもが病気の「回復期に至らない場合」で、当面の症状の急変が認められない場合に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。

※施設によっては、①病児保育型②病後児保育型の両方を行っている場合があります。



#### ②病後児保育型

子どもが病気の「回復期」で、集団保育が困難な時に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。



いずれのタイプも、病気の子どもが安心して過ごせる環境を整えるために保育士・看護師が配置されています。また、医療機関との連携やほかの子どもへの感染に配慮されています。



お住まいの地域がどのような病児・病後児保育を実施しているかは、P59~61を御覧ください。

また、制度の詳細についてはお住まいの市町村の保育担当課にお問い合わせください。

代理のきかない仕事、頼れる親戚などがいない場合は、病児・病後児保育を利用できるように、事前にお住まいの市町村に利用手続きを確認しておく、いざという時に安心です。

